

現在、政策推進課では、次の2つの計画の策定に向けて議論を進めています。

市民のみなさんからの意見を参考に、さらなる内容充実を図るため、パブリックコメント（市民意見）を募集します。

みなさんの「声」をぜひお届けください。



# パブリックコメント 市民意見 を募集します

【募集期間】平成27年1月9日(金)まで

## 新市まちづくり計画 (変更案)

### ▼新市まちづくり計画とは

合併後の新市の基本方針や公共施設の整備などについて定め、将来のビジョンや施策の方向性を示す計画です。

この計画の中に位置づけられた事業には、合併特例債（※）など国からの財政支援を受けることができます。

### 【変更案の概要】

「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が平成24年6月27日に施行され、合併特例債の活用期限が従来の期限から5年間延長することができるようになりました。

このため、今後予定している庁舎の整備、公共施設の統合整備など、新たな施設整備事業の財源に、合併特例債を活用できるよう、計画期間の延長のほか、新たな事業の掲載など、必要な見直しを行います。

### （※）合併特例債

合併年度とこれに続く10か年度に限り、市町村の合併に伴い特に必要となる事業の経費に充てることのできる（充当率95%）地方債（借金）です。その返済金の70%は国からの財政支援があり、非常に有利な地方債です。

## 新市まちづくり計画（変更案） 第3次米原市行財政改革大綱（案）

についてのパブリックコメントは…

### ■案の閲覧場所

- ・市公式ウェブサイト
- ・市役所各庁舎と図書館の「市政情報プラザ」
- ・行政サービスセンター



### ■意見等の提出方法

閲覧場所で直接提出または郵送、ファクスで下記へ

### ■お問い合わせ

政策推進部 政策推進課（米原庁舎）  
〒521-8501米原市下多良三丁目3番地1  
☎ 52-6626 FAX 52-5195



# 第3次 米原市行財政改革大綱(案)

## ▼これまでの行財政改革

市では、効率的で効果的な行財政運営に取り組むために、平成17年度に第1次行財政改革大綱、平成22年度には第2次行財政改革大綱を策定し、これまでさまざまな取り組みを進めてきました。

しかし、少子高齢化の進展や人口減少の問題などをはじめとする社会経済環境の変化や厳しい財政状況が見込まれる中で、持続可能な行財政基盤の確立を推進するとともに、ムダのない行政経営と地域の活力を醸成する地域経営の実行が求められています。

これまでの行財政改革の歩みを緩めず、不断の行財政改革に対する取り組みを推進していくため、米原市行財政改革市民会議において、第3次行財政改革大綱の基本方針や推進項目などに対する審議を進め、この度、原案がまとまりました。

## ▼第3次米原市行財政改革大綱(案)の主な内容

### 基本理念

市民、地域とともに築く個性的で魅力的な「希望都市まいるばら」の実現

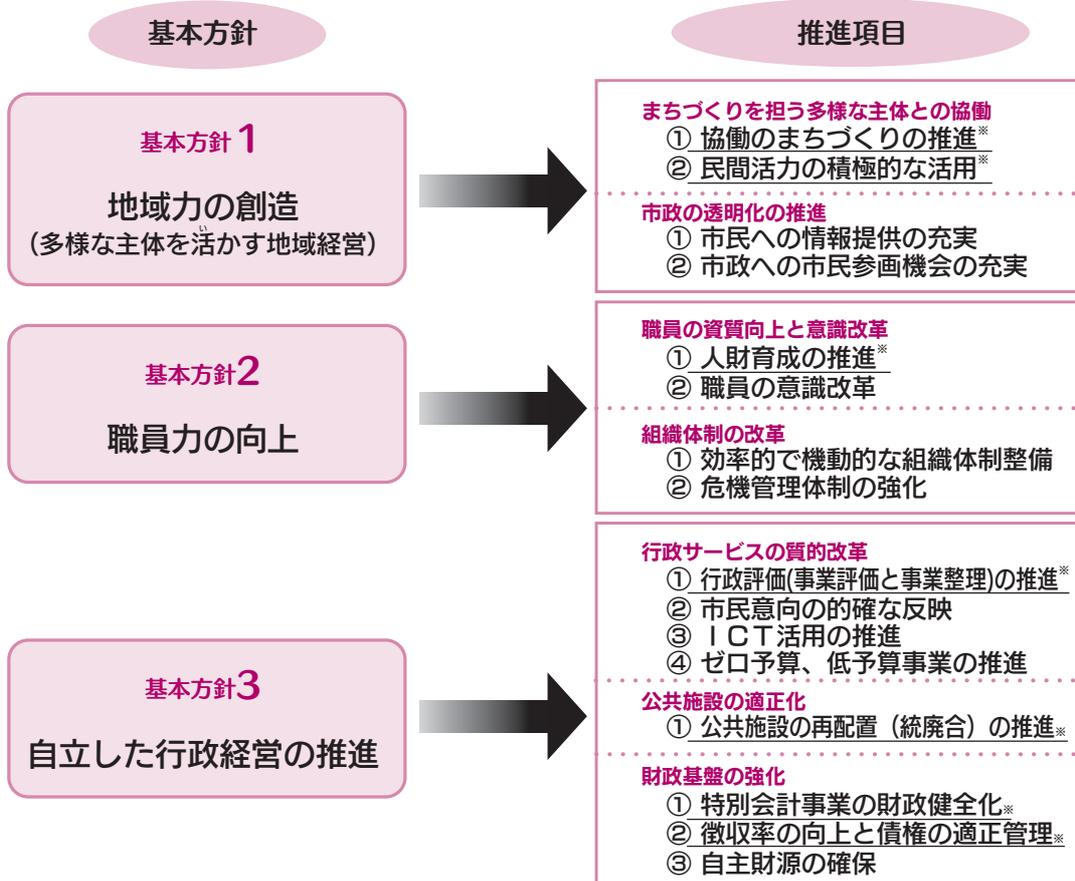
### 改革目標

社会経済環境の変化に対応できる堅固な行財政基盤の確立

### ◆行財政改革の基本方針と推進項目(重点項目)

第3次行財政改革では、次の3つの基本方針を掲げ、基本方針に基づく行財政改革推進項目を計画的に取り組みます。

また、全市的な対応や中長期的な視点での取り組みが必要とされる項目のうち、現時点で取り組み中のものや行財政改革の中核的役割を担うものとして、更に内容の充実を図る必要があるものを重点項目と位置付けて、改革を推進します。



※重点項目